

2027年度 日本財団ZEN大学奨学金

応募の手引き

在校生版（4月期所属学生向け）

本制度の概要・目的

「日本財団ZEN大学奨学金(以下、本奨学金)」は、学ぶ意欲がある学生が、経済的・地理的な理由などで大学進学を諦めることのないよう年間授業料38万円を全額免除する制度です。
ZEN大学(以下、本学)では、本奨学金により高等教育の間口を広げ、学びの意欲のある人の機会を増やすことを目的としています。



日本財団によるサポート

ZEN大学では、高等教育の間口を広げ、学びの意欲のある人の機会を増やしたいという考えから、日本財団の支援により多様な学生の学びを支援する奨学金・奨励金を提供しています。

Contents

応募前の確認・同意事項	01
応募資格・審査基準（総合評価）	02
支援内容・選考課題（小論文）	03
応募スケジュール・応募手続きフロー	04
奨学生応募資格の取消・結果通知・応募フォーム	05
提出書類	06
生計維持者	07
よくある質問・お問い合わせ窓口	08

応募前の確認・同意事項

本奨学金に応募するにあたり、以下の(1)～(6)全ての確認事項を必ず確認し、応募者本人が全て確認・同意の上で応募してください。

(1) 応募内容について

ご提出いただいた応募書類はどのような事情があっても返却しません。

応募内容・書類に不備があり、所定の期日までに解消しない場合は選考の対象外となる場合があります。また、応募内容に虚偽が判明した場合、採用候補者・奨学生資格を取り消します。

(2) 単年制・採用枠

本奨学金は単年制であり、次年度は再度応募・審査が必要です。

採用枠には限りがあるため、応募資格・適用条件のすべての条件を満たしている場合でも、採用候補者とならない場合があります。

(3) 選考結果・審査基準

審査過程は一切公開していません。

選考内容・結果に対する個別の問い合わせにはお答えいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

(4) 学籍異動等の届出義務

奨学生対象期間中に学籍異動が発生する場合は、担当クラスコーチ(CC)だけでなく本奨学金担当にも届け出が必要です。

また、応募時に申請した登録情報(氏名・住所・緊急連絡先等)に変更が生じた場合も届け出が必要です。

本奨学金担当に相談なく期中学籍異動が決定した場合、既に給付(免除)された奨学金の一部又は全部の返還を求められる場合があります。

(5) 奨学生としての義務

採用された場合、学修への専念・実績報告書の提出義務があります。

正式採用後の詳細は進級後に「奨学生ガイドブック」にて周知します。義務を遂行すべく、計画的に学修を進めてください。義務を満たさない場合は、次年度以降の応募資格を失い、選考の審査対象外となります。

(6) 個人情報保護方針

本学は「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、公式Webサイトに掲載している[個人情報保護方針](#)に基づいて個人情報の保護に努めます。

入力いただいた情報は、奨学金選考および選考後の事後フォロー、統計処理した調査等の資料として利用することがあります。

応募資格

以下の1～4の条件をすべてを満たす方が応募対象となります。

1. 2026年度中に本学正科生の学籍を有し、2027年度の在学を予定している者
2. 日本国籍を有する者、特別永住者、または、出入国管理及び難民認定法の別表第二に規定される在留資格（永住者、定住者、日本人（永住者）の配偶者・子）を有する者
（本学出願時提出書類より確認ができない場合、別途確認書類の提出をいただきます）
3. 学業不振による卒業延期となっておらず、奨学生資格を消失していない者（応募の手引きP.05参照）
4. 生計維持者（応募者の学費・生活費を支払う者）の「令和8年度(令和7年中の収入)所得証明書」に記載の収入・所得金額を合算した世帯収入が、下記【収入基準】を満たす者

【収入基準：2025年1月～2025年12月中の収入状況で審査】

生計維持者の所得証明書記載金額の形態	収入・所得基準（合算）
給与・年金所得のみの場合	課税前の収入合算金額 700万円未満 ※課税証明書の給与収入額で算出
事業所得など給与・年金所得以外のみの場合	事業所得合算金額 700万円未満
給与・年金所得およびその他、 事業所得など複数の所得がある場合	課税前の収入・事業所得合算金額 700万円未満

※ 応募資格の内、収入基準のみ満たさない方で主たる生計維持者が募集開始日より1年以内に災害救助法適用地域にて被災された場合は、証明書類を提出することで応募が可能です。

▼ 生計維持者について

本奨学金における生計維持者とは、応募者本人の学費や生活費を負担する人を指定し、原則として父母がこれに当たります。
各事例別に生計維持者の詳細を [応募の手引き P.07](#) にまとめましたので、該当するケースに応じて提出書類をご準備ください。

審査基準（総合評価）

支援を真に必要とし、かつオンライン学習を誠実に継続できる学生を公正に選考するため「家計基準」・「学業基準」による総合審査を行います。

① 家計基準

生計維持者の所得証明書等に基づき、経済状況を審査します。

② 学業基準

応募時提出小論文に加え、2026年度期（2026年4月～2027年3月）の本学での学修状況を元に審査します。学業基準の詳細については開示していません。

支援内容



採用候補者定員

各学年 最大 350 名

※ 採用数が定められているため、応募資格・適用条件のすべての条件を満たしている場合でも、採用候補者とならない場合があります。



奨学生対象期間

・4月期所属学生：2027年4月～2028年3月

※ 本奨学金は単年制のため、次年度以降も継続して給付・免除を受けるためには毎年応募および審査に通過する必要があります。

※ 10月期所属学生向けには改めて案内予定です。



支援金額

年間授業料：380,000 円



支援方法

免除 もしくは 進級後に還付

※ 奨学金の選考結果は、来年度の授業料納付期限の直前に届きます。

結果が出るまで授業料の納付は待機していただけますが、不採用の場合は結果発表から1週間以内にお支払いいただく必要があります。事前にご準備の上、結果をお待ちください。

選考課題（小論文）

本奨学金の選考にあたり、応募フォームにて以下2つのテーマの小論文を提出してください。

【提出ルール】

- ・各課題とも「400字以上800字以下」で作成してください。
- ・**提出後の小論文内容変更や再提出は受け付けません**。応募前に事前準備してください。
- ・生成AI（ChatGPT等）を用いて作成された文章ではなく、自身の言葉で記載してください。

● 論文1：ZEN大学での学びの 深まりと将来像

本学に入学後、これまでの学びを通して、どのような変化や深まりがありましたか。現在重点的に探究しているものを、将来像（目標や実現したいこと）を含めて具体的に述べてください。

● 論文2：オンライン学習の継続と 自己管理について

本学でのオンライン主体の学びにおいて、これまでどのように目標を設定し、自己管理を行ってきましたか。具体的なエピソードを挙げながら、今後も計画的に学びを完遂するためにどのような改善や工夫を行うか述べてください。

応募スケジュール

応募期間	結果通知日
2026年10月1日（木）～ 2027年1月25日（月）	2027年3月24日（水）10時～

【重要】2027年4月進級の場合、次年度授業料の納入締切は2027/3/31です。

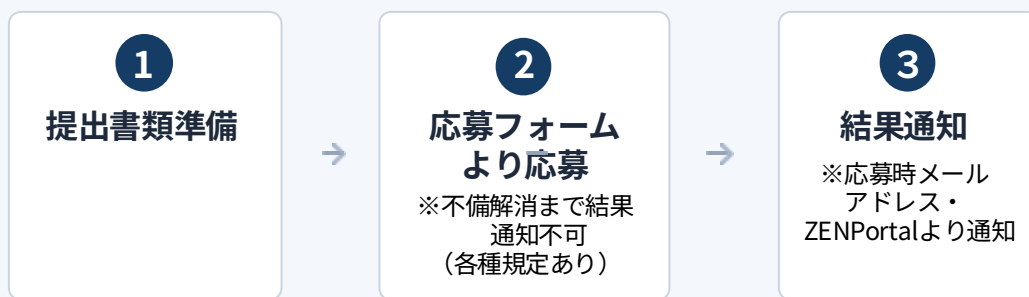
- ※ 本奨学金の結果が出るまで納入をお待ちいただいた場合、結果が不採用となったら結果通知から1週間以内に次年度授業料を納入することになるので、予め準備してください。
次年度授業料の納入がない場合、4月1日以降学修ができなくなります。
- ※ 本奨学金の結果が採用となった場合は、次年度授業料の納入状況によって免除処理もしくは還付を行います。
- ※ いかなる理由があっても応募期間締切後の応募はお受付できません。必ず期間内にご応募ください。

応募手続きフロー

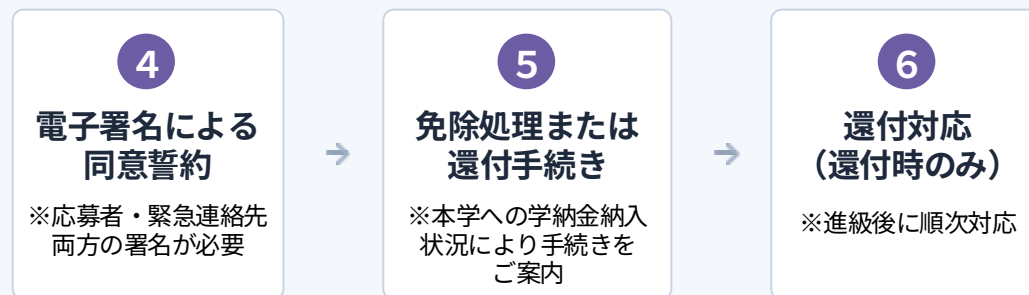
奨学金応募手続きのフローです。応募にあたり、本要項の内容およびP.01の「確認・同意事項内容」にすべて同意をした上で応募してください。

- ※ 応募内容に関する確認・不備などのご連絡は原則、ZENPortal掲示で学生宛に行います。
- ※ 本学に登録中の緊急連絡先を、本奨学金の緊急連絡先として登録します。
別の方を本奨学金の緊急連絡先とする場合は、応募フォームにて申告・登録してください。

<奨学金応募～結果通知までのフロー>



<結果通知後のフロー>



奨学生応募資格の取消

本学在学中に本奨学金の応募資格の取消の履歴がある方は、本奨学金には応募できません。

奨学生応募資格が取消される場合

- ① これまでの奨学金応募時に虚偽の事実が発覚し、本学奨学金担当より指摘を受けた場合
- ② 奨学生対象期間中に期中学籍異動を行い、対象期間中に奨学生としての在学を履行しなかった場合 ※対象期間終了後の学籍異動は問題ありません。
- ③ 奨学生対象期間中に奨学生としての義務（学修への専念・実績報告書の提出）を履行しなかった場合

結果通知

本奨学金の結果通知は以下3つすべてが確認できた応募者・緊急連絡先に「ZENPortal」掲示で行います。

※ZENPortalアカウント発行対象外の緊急連絡先の場合は、登録メールアドレス宛に通知

1. 奨学金応募フォームからの応募
2. 提出書類がすべて提出完了（不備があった場合は解消済）
3. 2026年度期（2026年4月～2027年3月）の成績確定

! 重要なお知らせ

- 選考における学業基準について、詳細は公開していません。
選考基準に関するお問い合わせは一切受け付けていません。
- 2026年度期4Qの成績開示予定日が2027/3/10のため、4月期所属生は本奨学金の結果通知日が進級時授業料納入期日直前となります。納入については応募の手引きP.04の応募スケジュールの箇所を確認してください。

応募フォーム

募集開始日より以下応募フォームより応募してください。

■【在校生用】2027年度日本財団ZEN大学奨学金応募フォーム

※入学前の方は応募の手引き・応募フォームが異なります。
新入生用の応募の手引きよりご応募ください。

※申し込みは本学発行のGoogleアカウントで行ってください。

応募フォームQRコード



提出書類

以下の必要書類を電子データ（PDFまたは画像（jpg/png））にて準備し、応募フォーム（出願手続きにて提出する書類除く）より提出ください。※1ファイル3MB以内、最大5ファイルまで

⚠ 書類提出の重要ルール

- ・書類は原則「発行3ヶ月以内」のものを準備してください。
- ・鮮明に読み取れないデータ（文字切れ・解像度が低い）は不備となります。
- ・【**厳重注意**】マイナンバー(個人番号)が記載された書類は絶対に提出しないでください。

<全員提出が必要な書類>

●令和8年度（令和7年中）所得証明書（2025年中の収入記載があるもの）

以下いずれか1点

- ・課税証明書 / 非課税証明書 / 住民税証明書 / 課税台帳記載事項証明書

※ 生計維持者申告者全員分を提出。収入がない場合は非課税証明書を提出

<対象者のみ提出が必要な書類>

●主たる家計支持者が災害救助法適用地域において被災している世帯

- ・罹災状況の区分（全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊）が明記された

「罹災証明書」を提出

※ 2026年9月1日から1年以内の被災に限る（市区町村役場で発行）

●生計維持者が父母2名ではない場合

生計維持者が父母2名ではないことを証明する書類を提出

①ひとり親の場合

- ・離婚・死別の事実、およびその年月日が記載されている戸籍謄本(全部事項証明書)
- ・（福祉系の公的証明）各種手当・受給者証の写し
- ・遺族年金証書、年金決定通知書、または年金振込通知書の写し

②父母以外が生計維持者の場合

- ・父母が生計維持者になれない理由を証明する公的書類

③応募者本人が生計維持者（独立生計者）の場合

- ・独立生計を証明する書類（父母の課税証明書（扶養状況確認用）や賃貸借契約書の写し等）

生計維持者

本奨学金における生計維持者とは、応募者本人の学費や生活費を負担する人を指定し、原則として父母がこれに当たります。応募者本人との同居・別居の別、収入の有無・多寡は問いません。

父母2名以外を生計維持者として応募する場合は、父母以外が生計維持者であることを証明する書類の提出が必要です。

個別のケースについては以下の通り扱うので、自身が該当するケースを確認してから提出書類を準備してください。

▼ 父母2名を生計維持者として応募するケース

父母がいる場合は原則として父母2名が生計維持者となります。以下の場合も父母2名となります。

- 片方が単身赴任中
- 片方が専業主婦等で無収入
- 応募者本人が父母と離れて一人暮らしや兄弟と同居等をしている
- 父母が生活保護や自己破産をしている
- 父母が生活保護を受給・自己破産しており、応募者本人は世帯分離をしている
- 父母が無収入のため、祖父母から援助を受けている
- 父母が離婚予定だが、調停等の最中で離婚は成立していない
- 応募者本人が結婚しており戸籍も住居も分かれているが、父母から学費や生活費の援助を受けている
- 応募者本人がアルバイトをしており収入があるが、学費や生活費は父母が出している

▼ 父または母のいずれか1名を生計維持者として応募するケース

- 父または母と死別している
- 父母の離婚等により、ひとり親世帯
- 父又は母が、生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない

▼ 父母以外の人を生計維持者として応募するケース

- 父母と死別し、応募者本人が祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を受けている
- 父母が離婚し、応募者本人が祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を受けている
- 父母が生死不明、意識不明、精神疾患等により意思疎通ができないため、応募者本人が祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を受けている
- 応募者本人が結婚しており、父母ではなく応募者本人の配偶者に扶養されている

▼ 応募者本人を生計維持者（独立生計者）として応募するケース

- 社会的養護を必要とし、18歳となるまで児童養護施設等に入所して(又は養育されて)いる(いた)
- 父母・祖父母ともに死別し、その他の親族からも経済的支援を全く受けていない
- 暴力等からの避難により父母と別居している
- 応募者本人が結婚しており、自身が配偶者を扶養しているまたは配偶者の扶養に入っている
- 応募者本人が就業について自身で生計を立てており、一切の援助をうけていない

上記個別ケースに該当せず、判断に迷う場合はZENPortalより自身の生計の詳細を 記載の上、お問い合わせください。

よくある質問

Q1：その他奨学金と併用は可能ですか？

A1：本奨学金はその他団体による奨学金との併用について制限はありません。
その他奨学金に応募する場合は、応募先の団体の要項をご自身でご確認ください。
国の授業料等減免・本奨学金のどちらも対象となった場合は、授業料等減免は本奨学金が優先適用され、JASSO奨学金は対象となれば通常通りの支給となります。

Q2：これまで本奨学金に不採用となった場合も応募は可能ですか？

A2：本奨学金は単年制のため、応募資格を満たす場合は毎年度応募いただけます。
応募資格を満たさない場合は応募いただいても審査対象外となるため、これまでに本奨学金の資格消失をしていないか含め、ご確認の上ご応募ください。
採用数が定められているため、応募資格・適用条件のすべての条件を満たしている場合でも、採用候補者とならない場合があります。

Q3：応募完了しているかどうかはどこから確認できますか？

A3：応募完了時は、応募フォームに入力したメールアドレス宛に回答のコピーが送信されています。
迷惑メールボックスも併せて「件名：【在校生用】2027年度日本財団ZEN大学奨学金応募フォーム」というメールが届いているか確認してください。回答コピーが届いていない場合は応募が完了していないため、再度応募フォームより応募ください。

Q4：応募した後に応募内容に不備があると気付きました、修正は可能ですか？

A4：小論文以外は応募期間中であれば修正可能です。
正しい情報・提出書類をZENPortal Q&Aで宛先を「事務」にして、件名を「日本財団ZEN大学奨学金」としてご連絡ください。

Q5：海外在住・出身の為、指定書類が準備できない場合、代替書類で問題ないですか？

A5：はい、代替書類でも問題ありません。ただし、受理できるのは和訳・英訳されたものとなるので、それ以外の言語の場合は公的な機関にて翻訳されたものを提出してください。

お問い合わせ窓口

● ZENPortal Q&A から問い合わせ

ZENPortalのQ&Aで宛先を「事務」にして、件名を「日本財団ZEN大学奨学金」としてお問い合わせください。